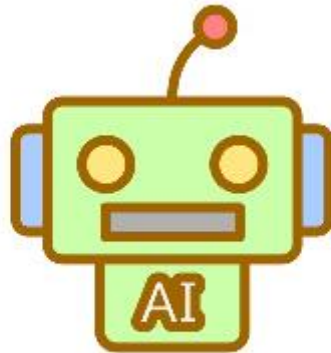


菊川市教育委員会

生成 AI 利用ガイドライン



第2版

作成者	菊川市教育委員会 学校教育課
作成日	2026年3月25日
最終更新日	2026年3月25日

改定履歴

版数	日付	改定履歴
第 1 版	2024/10/24	初版
第 2 版	2026/ 3 /25	第 2 版

目次

はじめに	- 1 -
生成 AI の概要	- 2 -
基本方針	- 4 -
児童生徒の情報活用能力の育成	- 5 -
学校現場における主な活用事例	- 6 -

はじめに

1 生成 AI の普及と教育的な価値

近年、急速な進化を遂げている生成 AI は、かつてないスピードで社会に普及しており、私たちの生活や仕事の在り方に大きな影響を及ぼしている。生成 AI は、従来のテキスト生成に加え、画像、音声、動画などを一括して扱うマルチモーダル化が進み、人間と遜色ないスピードで自然な対話や情報の整理・分析を行うことが可能となっている。

教育分野においても、生成 AI は教職員の業務効率化や、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた個別最適な学びを実現するための強力なツールとなり得る。一方で、ハルシネーション(事実とは異なる誤った情報)やバイアス(偏見)、著作権侵害等の倫理的・技術的な課題についても把握した上で利用することが大切である。

2 資質・能力の育成に向けた利活用

現行の学習指導要領が目指す、AI の存在を前提とした「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の 3 つの柱に基づく資質・能力の育成は、生成 AI 時代においてより一層その重要性を増している。

手軽に情報が得られるデジタル時代だからこそ、単なる知識の蓄積にとどまらず、「問題の本質を問う力」「情報の真偽を見極める力(ファクトチェック)」、深い意味理解を伴う学びが求められる。AI をツールとして適切に使いこなすことは、児童生徒にとって不可欠な情報活用能力の一部である。

3 本ガイドラインの目的と位置付け

本ガイドラインは、菊川市の学校現場が生成 AI を効果的に利活用できるよう、文部科学省のガイドライン(令和6年 12 月 26 日 Ver. 2.0)に基づき策定したものである。本ガイドラインは、一律の禁止や義務付けを目的とするものではなく、「人間中心の原則」に立ち、教職員や児童生徒がリスクを適切に管理しながら、主体的にテクノロジーと向き合うための実務的な指針を示すものである。

教育は教職員、児童生徒との人格的な触れ合いを通じて行われるものであり、教職員が AI リテラシーを身に付け、学びの専門職としての役割を果たすことが、教育の質をより高度化させる鍵となる。

4 継続的な見直し

生成 AI をめぐる技術革新や社会情勢は非常に流動的である。本市教育委員会は、今後の技術の進展や学校現場での実践事例、幅広い関係者からの意見を踏まえ、本ガイドラインを機動的に見直していくものとする。

5 生成 AI を使用する端末

(1) 児童生徒:1人1台端末

(2) 教職員 :校務用端末、指導者用端末、

許可を得て使用している菊川市からの貸与端末以外の端末

※原則として菊川市から付与されたアカウントで利用する

生成 AI の概要

1 生成 AI とは

生成 AI (Generative AI) とは、インターネット上の膨大なデータを学習し、そのパターンを理解することで、テキスト、画像、プログラム、音声、動画などの新しいコンテンツを自ら生成できる人工知能の総称である。ユーザーが「プロンプト」と呼ばれる指示文を入力すると、対話をしているかのような自然な形で、情報の収集・整理・分析結果などを出力する。

生成 AI は、従来のテキスト(文字)のみのやり取りから、現在では文章、動画像、音声をまとめて扱うことで、人間の反応と遜色ないスピードでの応答が可能になり、学校現場で利用するブラウザや検索エンジン、学習支援ソフトウェアにも標準的に組み込まれている。

2 生成 AI の主な機能

用途に応じて、以下のような情報等の入出力が可能である。

(1) テキスト生成

質問への回答、文章の要約、翻訳、プログラミングコード等の作成。

(2) 画像生成

指示に応じたオリジナル画像等の作成。

(3) 音声・動画生成

テキストから映像、音声の特徴を学習して新しい音声等を生成。

3 生成 AI を扱う上での留意事項

生成 AI は確率的な計算に基づいて回答を生成するため、以下のリスクを正しく認識する必要がある。

(1) ハルシネーション

あたかも正しいかのように、事実とは異なる誤った情報を出力することがある。

※ファクトチェック…情報の真偽を確かめる活動(情報の発信者、発信された時期、内容、他の情報と比較する等)を行う。

(2) バイアス

学習データに含まれる偏見や差別的な表現をそのまま再生成し、公平性を欠く可能性がある。

(3) 個人情報等の漏洩の危険性

登録されたアカウント(〇〇〇@city.kikugawa.ed.jp)で生成 AI を利用した場合に、入力したデータが保護される(入力した内容が当該 AI の学習情報として取り込まれない)のは、菊川市が安全と認めた生成 AI サービス(Gemini や NotebookLM 等)を利用する場合のみである。それ以外の生成 AI を使用した場合、個人情報や機密情報が AI の学習に利用され、外部に出力されるリスクがある。※データ保護がされる場合でも、プロンプトに氏名等の個人情報を入力しないよう徹底する。

(4) 著作権等の侵害

生成物が既存の著作物と酷似している場合、著作権等を侵害する恐れがある。学校現場においては、まず、授業の過程における著作物の利用として、著作権法第 35 条が適用される場合かどうかを確認することが必要である。同条が適用されない場合は、著作権侵害となる可能性があるため、以下の点を確認し、著作権侵害を避けるよう取り組むことが望ましい。(判断が難しい場合を含む)

ア キャラクター名等の特定の固有名詞を入力するなど、既存の著作物と類似したものを意図した生成は行わない。また、生成に用いたプロンプトなど、生成物の生成過程を確認可能な状態にしておくこと。

イ AI による生成物については、その利用に先立って、インターネット検索等により、既存の著作物と類似していないかを確認すること。

4 利用にあたっての基本姿勢

生成 AI の利活用において、「最後は人間が判断し、責任を持つ」という姿勢が重要である。

- (1) AI の回答を鵜呑みにせず、あくまで「参考の一つ」として捉えること。
- (2) 情報の真偽を確かめる力や、問題の本質を問う力を養い、AI を主体的に使いこなす「情報活用能力」を育成すること。
- (3) 教育の本質である「人格的な触れ合い」を重視し、AI に委ねすぎないように注意する。
※適切な指導計画や丁寧な見取り、支援といった学びの専門職としての教師の役割は、AI 時代においてより重要なものになる。

5 菊川市の利用するサービス

児童生徒においては、データ保護、適切なフィルタリングの観点から菊川市が安全と認めた生成 AI サービス(Gemini や NotebookLM)を原則利用することとする。

教職員においては、データ保護の観点から菊川市が安全と認めた生成 AI サービス(Gemini や NotebookLM 等)を原則利用することとする。

※いずれにしても使用に当たっては本ガイドライン及び菊川市教育情報セキュリティポリシー(令和8年4月1日施行)を遵守すること。

基本方針

1 基本的な考え方

生成 AI を含めたデジタル技術は、今後、社会全体に一層浸透し、避けては通れない存在になる。デジタル社会を生き抜いていく児童生徒には、新たなデジタル技術に対応し、適切に活用していく情報活用能力を身に付けていくことは必須である。

児童生徒だけでなく、個人情報や機密性の高い情報の保護に細心の注意を払いながら、教職員が業務の効率化や質の向上等、働き方改革の一環として活用することも考えられる。また、教員自身が新たな技術に慣れ親しみ、利便性や懸念点、賢い付き合い方を知っておくことが近い将来に教育活動で適切に対応する素地を作ることに繋がる。

2 情報活用能力の育成

生成 AI を主体的に利用できるようにするため、学習の基盤となる「情報活用能力」を以下の3つの柱から育成する。生成 AI の利用そのものを目的とするのではなく、学習指導要領に示す資質・能力の育成に効果的かを十分に吟味する。生成 AI によるデジタルな利活用と、体験活動をはじめとする実体験とのバランスに留意する。

(1) 知識及び技能

ア 生成 AI の仕組みや、社会に果たす役割・影響を理解する。

イ ハルシネーションやバイアスといった AI の特性や限界を科学的に理解し、適切な操作技能を身に付ける。

ウ よりよいプロンプトの入力方法、よりよいファクトチェックの仕方 等

(2) 思考力、判断力、表現力等:

ア AI の出力を鵜呑みにせず、複数の情報を比較して真偽を確かめる「ファクトチェック」の力を養う。

イ AI との対話(プロンプトの工夫)を通じて、問題の本質を問い、自らの考えを深める力を身に付ける。 等

(3) 学びに向かう力、人間性等

情報モラルや著作権等の知的財産権を尊重し、情報社会に主体的に参画し、寄与しようとする態度を養う。 等

3 教職員の校務利用とリテラシー向上

(1) 働き方改革の推進

教職員は、個人情報や機密性の高い情報(特に重要性分類Ⅱ以上)の保護を徹底し、業務の効率化や質の向上のために生成 AI を活用する。

(2) AI リテラシーの習得

教職員自身が新たな技術に慣れ親しみ、その利便性と懸念点の両面を知ることが、児童生徒への適切な指導を行うための素地となる。

4 児童生徒の段階的な活用

(1) 実態に応じた柔軟な対応

児童生徒の利用については、発達段階や情報活用能力の育成状況を考慮し、柔軟に判断する。

(2) 不適切利用の防止

安易な依存による思考停止や、不正行為(レポートの全文生成等)を防ぐため、適切な課題設定や指導体制を整える。

児童生徒の情報活用能力の育成

1 情報活用能力の育成強化

生成 AI は加速度的に普及・発展しており、1人1台端末の利活用が日常化する中で、普段利用するクラウドサービス等に組み込まれた生成 AI の出力結果を意図せず利用していることも考えられるなど、様々な形で生成 AI が社会生活に組み込まれつつある。

これらを踏まえれば、情報活用能力の育成に当たっては、生成 AI が社会の中で果たす役割や影響、生成 AI に関する法・制度やマナー等について科学的な理解に裏打ちされた形で理解すること、問題の発見・解決等に向けて生成 AI を適切かつ効果的に利活用し、情報社会に主体的に参画する態度を身に付けていくことが期待される。

特に、多くの社会人が生産性の向上に活用している生成 AI の仕組みの理解や、どのように学びに生かしていくかという視点、近い将来使いこなすための力を各教科等の中においても意識的に育てていく姿勢は重要であり、生成 AI が更に社会生活に組み込まれていくことを念頭に置き、発達の段階や各学校段階、児童生徒を取り巻く環境や地域の実情等を踏えつつ、情報モラルを含む情報活用能力の育成を一層充実させていく必要がある。

発達の段階に応じて以下のような学習活動が求められる。

- (1) 情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動
- (2) ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味について考えさせる学習活動
- (3) 情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動
- (4) 情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動
- (5) 情報セキュリティの重要性とその具体的対策について考えさせる学習活動
- (6) 健康を害するような行動について考えさせる学習活動
- (7) インターネット上に発信された情報は基本的には広く公開される可能性がある、どこかに記録が残り完全に消し去ることはできないといった、情報や情報技術の特性についての理解を促す学習活動

2 具体的な利活用場面

児童生徒の生成 AI の利活用場面としては、「生成 AI 自体を学ぶ場面(生成 AI の仕組み、利便性・リスク、留意点)」、「使い方を学ぶ場面(より良い回答を引き出すための生成 AI との対話スキル、ファクトチェックの方法等)」、「各教科等の学びにおいて積極的に用いる場面(問題を発見し、課題を設定する場面、自分の考えを形成する場面、異なる考えを整理したり、比較したり、深めたりする場面等での利活用)」等が考えられる。

それぞれの場면을意識しつつ、組み合わせたり往還したりしながら情報活用能力の一部として生成 AI の仕組みへの理解や生成 AI を学びに生かす力を高め、「日常使いする(生成 AI を検索エンジンと同様に普段使いする)」ことも視野に入れていくことが考えられる。

なお、小学校段階の児童が直接利活用することについては、発達の段階等を踏まえたより慎重な見極めが必要である。例えば、情報モラル教育やプログラミング教育の一環として教師による生成 AI との対話内容を数多く提示することなどを通じて基本的な事項を学んだり、生成 AI に関する体験を積み重ねることで生成 AI についての冷静な態度を養ったりしていくことが重要と考えられる。

学校現場における主な活用事例

生成 AI は、児童生徒の教育の質の向上や教職員の働き方改革に寄与する等「有用な道具」として活用できる。

1 教職員の校務・教材研究等

(1) 考えられる活用例

文書作成の時間短縮、短時間でのアイデア創出、専門用語等の理解度に合わせた説明、アプリケーション等の使い方、授業の教材やテスト問題のたたき台作成、児童生徒の感想の集約、校外学習の実施行程のたたき台の作成、過去の部活動の練習メニュー等を読み込ませ部活動の練習メニュー案の作成、児童生徒等の生活実態の調査のためのアンケート案作成、各種お便りの素案作成、校内研修の資料のたたき台作成、研修や講義等の録画を読み込ませ議事録作成、会議録の要約等。

(2) 不適切な活用事例

ア 生成された文章をそのまま利用する。

イ 生成された文章を教職員や学校の思いが正しく表現されているか確認せずに、お便り等に利用する。

ウ 教職員が専門性やコミュニケーションを通じて対応すべき教育的指導を行わず、安易に生成 AI に相談する。

エ 児童生徒の学習評価を AI からの出力のみをもって行う。

2 児童生徒の学習等

(1) 考えられる活用例

グループ活動でのアイデア出し、

情報の真偽を確かめる「ファクトチェック」の教材としての利用、作成した文章の推敲、英会話の相手、プログラミングの制作等。

(2) 不適切な活用事例

ア 「生成 AI を扱う上での留意事項」を理解せずに利用する。

イ 安易に問いに対する解答を出すために利用する。

ウ 児童生徒が感性や独創性、発想力、思考力を駆使する場面で生成 AI を利用する。

エ 各種課題(レポート等)について、生成 AI による生成物をそのまま自己の成果物として提出する。